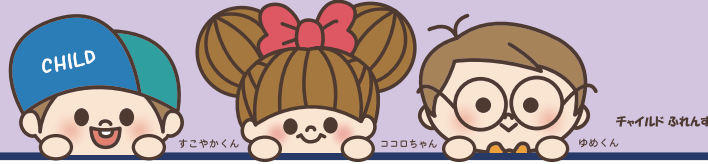


選ばれる園になるためのメルマガ

株式会社 幼保経営サービス・コンサルティング部



少額随意契約の基準額の見直しについて

(株)幼保経営サービス コンサルティング部では、法人・園の経営・運営の悩み事に対応しています。
チャイルドグループの各事業部のノウハウを Q&A 形式でお届けします。

Q 少額随意契約の基準額の見直しについてポイントを教えてください。

令和7年4月1日に少額随意契約の基準額を引き上げる改正がされたと聞きました。法人として対応を検討したいと思います。ポイントを教えてください。

A 少額随意契約の基準額の見直しにより、法人の定款施行細則（理事長専決事項）や園の経理規程が変更となる可能性があります。

この度、少額随意契約の基準額について、最近の物価高騰や事務の効率化の観点から、国において少額随意契約の基準額を引き上げる改正が令和7年4月1日に行われました。

（地方自治法施工令第167条の2第1項第1号及び別表5）

この改正通知により、現在使用されている各法人様の経理規程及び定款施行細則（理事長専決事項）等を今後見直して頂く可能性が出てきました。

○ 経理規程の変更点

全国社会福祉法人経営者協議会モデル経理規程（平成29年4月1日施行）より

第12章 契約

（随意契約）第74条の4

現行			（参考）国	
契約の種類	金額		金額	
1 工事又は製造の請負	250万円	➡	400万円	
2 食料品・物品等の買入れ	160万円		300万円	
3 前各号に掲げるものの以外	100万円		200万円	

後半につづく▶

既に全国の各自治体において令和7年6月頃から見直しが
されております。

但し、各自治体で金額が示されており、全て国の金額と
同額になるとは限らないようです。

○ 定款細則（理事長専決事項）の変更点

定款細則（理事長専決事項）例

I 理事長専決事項

<変更前>

- 4 工事または製造の請負については、100万円を超え250万円以下の契約、食料品、物品の購入については100万円を超え160万円以下の契約を締結すること

<変更後>

- 4 工事または製造の請負については、100万円を超え**400**万円以下の契約、食料品、物品の購入については100万円を超え**300**万円以下の契約を締結すること

この変更により、理事長専決の上限が工事又は製造の請負の場合400万円以下に、食料品・物品等の買入れについては300万円以下に引き上げとなり運用上メリットがあります。

※ 各法人様の経理規程等を変更される際は念のため各自治体にお問い合わせの上、変更をお願い致します。

※ 経理規程及び定款施行細則の変更には理事会の承認が必要となります。



MEMO



事業部紹介

株式会社 幼保経営サービス コンサルティング部

チャイルド社グループの幼保経営サービスだからこそできる経営コンサルで園を強力にサポートしています。

①経営・運営コンサル ②マーケティング・ブランディングコンサル ③新園・新施設設立コンサル ④認定こども園移行コンサルなどに関して、分析・助言・提案・サポートを行っています。



株式会社 幼保経営サービス

コンサルティング部 ディレクター 東京弁護士会所属 柴田 洋平（弁護士・保育士）

TEL 03-6915-1910 Email yohokeiei_consulting@child.co.jp

HP <https://www.ans.co.jp/youho/consult.html>

